

## 一部事務組合等の取扱い（その１）について

一部事務組合等の取扱い（その１）について提出する。

平成 15 年 5 月 15 日提出

本荘由利一市七町合併協議会  
会長 本荘市長 柳 田 弘

### 一部事務組合等の取扱い（その１）について

---

- (1) 本荘由利一市七町が加入している秋田県市町村会館管理組合及び秋田県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 一市四町（本荘市、岩城町、大内町、東由利町及び西目町）で構成している本荘地区消防事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。
- (3) 三町（矢島町、由利町及び鳥海町）で構成している矢島地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする
- (4) 公平委員会に係わる事務の委託については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。

平成 年 月 日確認

## 本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協定項目	一部事務組合等の取扱い(その1)
関連項目	秋田県市町村会館管理組合 秋田県市町村総合事務組合 本荘地区消防事務組合 矢島地区消防組合 公平委員会(事務委任)

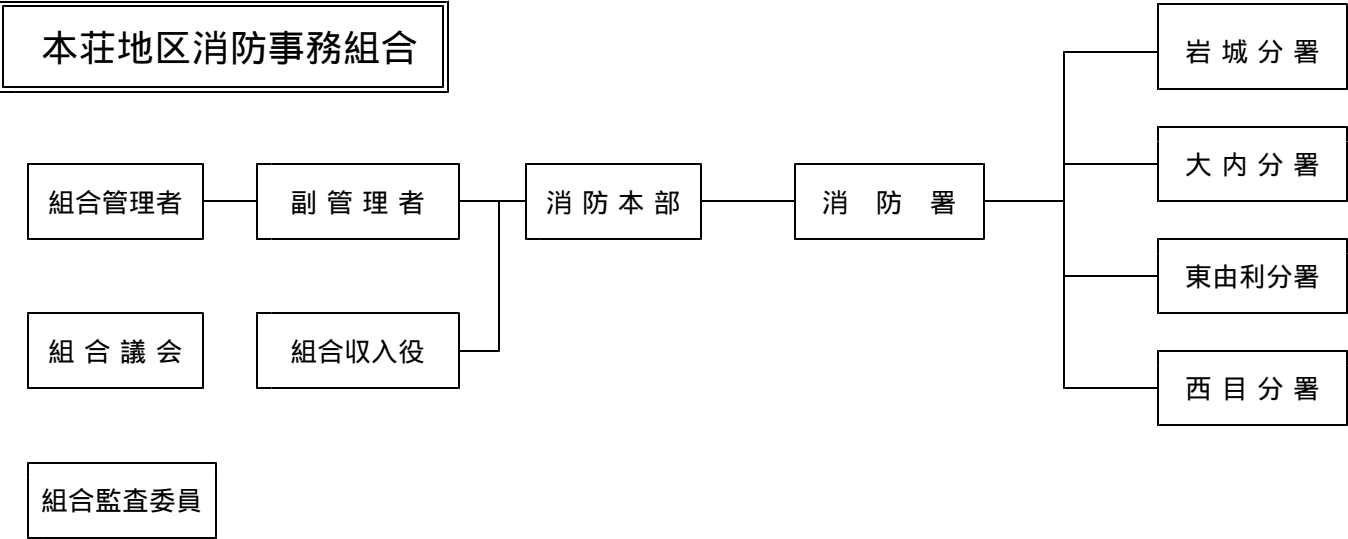
調整内容	<p>1. 本荘由利一市七町が加入している秋田県市町村管理組合及び秋田県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>2. 一市四町（本荘市、岩城町、大内町、東由利町及び西目町）で構成している本荘地区消防事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3. 三町（矢島町、由利町及び鳥海町）で構成している矢島地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>4. 公平委員会に係わる事務の委託については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。</p>
------	---

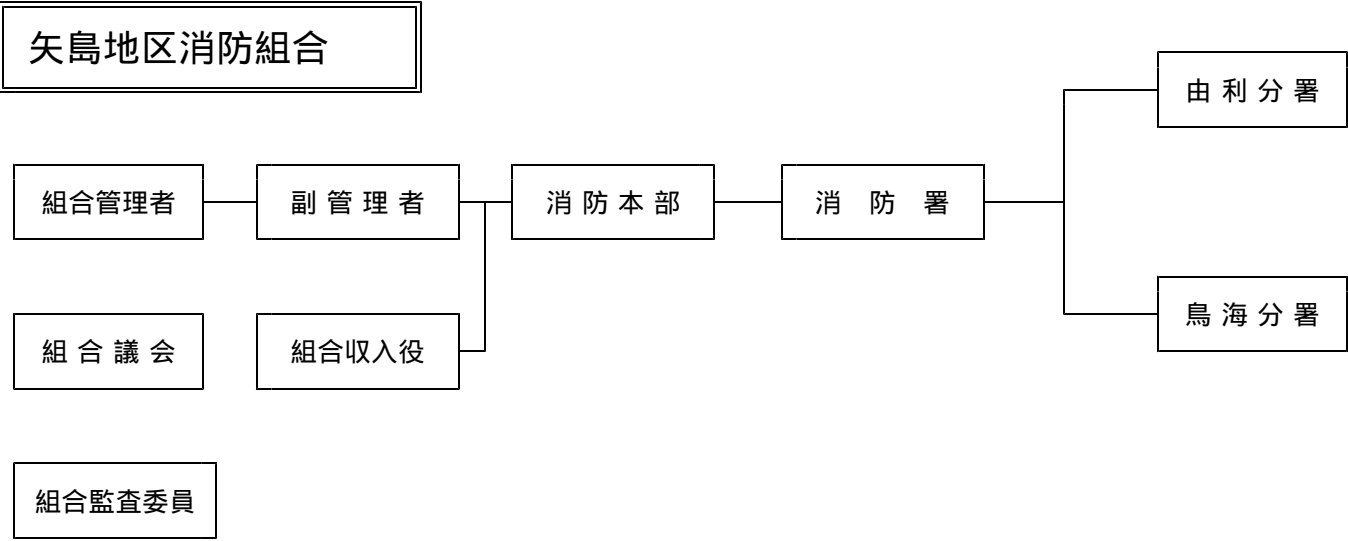
各 市 町 の 現 況				
関連項目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
秋田県市町村 会館管理組合	事務処理の内容 ・秋田県市町村会館の設置及び管理運営	事務処理の内容 左記に同じ	事務処理の内容 左記に同じ	事務処理の内容 左記に同じ
秋田県市町村 総合事務組合	事務処理の内容 ・非常勤職員に係る退職手当の支給事務 ・非常勤消防団員に係る損害補償及び退職報奨金事務 ・消防作業、救急業務に係る損害補償事務 ・水防団長、水防団員に係る損害補償事務 ・応急措置の業務に従事した者の損害補償事務 ・消防職員、非常勤消防職員に対する賞じゅつ金の支給事務 ・議会議員、その他の非常勤職員の公務災害補償事務 ・非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償事務 ・交通事故、その他の不慮の事故の共済制度事務	事務処理の内容 左記に同じ	事務処理の内容 左記に同じ	事務処理の内容 左記に同じ

各 市 町 の 現 況				
関連項目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町
秋田県市町村 会館管理組合	事務処理の内容 ・秋田県市町村会館の設置及び管理運営	事務処理の内容 左記に同じ	事務処理の内容 左記に同じ	事務処理の内容 左記に同じ
秋田県市町村 総合事務組合	事務処理の内容 ・非常勤職員に係る退職手当の支給事務 ・非常勤消防団員に係る損害補償及び退職報奨金事務 ・消防作業、救急業務に係る損害補償事務 ・水防団長、水防団員に係る損害補償事務 ・応急措置の業務に従事した者の損害補償事務 ・消防職員、非常勤消防職員に対する賞じゅつ金の支給事務 ・議会議員、その他の非常勤職員の公務災害補償事務 ・非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償事務 ・交通事故、その他の不慮の事故の共済制度事務	事務処理の内容 左記に同じ	事務処理の内容 左記に同じ	事務処理の内容 左記に同じ

具 体 的 な 調 整 方 法	
秋田県市町村 会館管理組合	合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
秋田県市町村 総合事務組合	

調整内容	<p>1. 本荘由利一市七町が加入している秋田県市町村管理組合及び秋田県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>2. 一市四町（本荘市、岩城町、大内町、東由利町及び西目町）で構成している本荘地区消防事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3. 三町（矢島町、由利町及び鳥海町）で構成している矢島地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>4. 公平委員会に係わる事務の委託については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。</p>
------	---

関連項目	<p>本荘地区消防事務組合</p> <p>事務処理の内容 ・消防及び救急業務に関する事務</p> <p>組織図</p>  <pre> graph TD     A[本荘地区消防事務組合] --- B[組合管理者]     A --- C[副管理者]     A --- D[組合議会]     A --- E[組合収入役]     A --- F[組合監査委員]     B --- G[消防本部]     C --- G     G --- H[消防署]     H --- I[岩城分署]     H --- J[大内分署]     H --- K[東由利分署]     H --- L[西目分署]   </pre>
------	---

関連項目	
矢島地区消防組合	<p>事務処理の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防及び救急業務に関する事務</li> </ul> <p>組織図</p>  <pre> graph TD     A[矢島地区消防組合] --- B[組合管理者]     A --- C[副管理者]     A --- D[組合議会]     A --- E[組合収入役]     A --- F[組合監査委員]     B --- G[消防本部]     C --- G     G --- H[消防署]     H --- I[由利分署]     H --- J[鳥海分署]           </pre>

具 体 的 な 調 整 方 法	
本荘地区消防事務組合	合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。
矢島地区消防組合	

調整内容	<p>1. 本荘由利一市七町が加入している秋田県市町村管理組合及び秋田県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>2. 一市四町（本荘市、岩城町、大内町、東由利町及び西目町）で構成している本荘地区消防事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3. 三町（矢島町、由利町及び鳥海町）で構成している矢島地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>4. 公平委員会に係わる事務の委託については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。</p>
------	---

関連項目	各 市 町 の 現 況			
	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
公平委員会 (委任事務)	<p>事務処理の内容</p> <p>地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる公平委員会の事務を秋田県に委託する。</p> <p>職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること。</p> <p>職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。</p>	<p>事務処理の内容</p> <p>左記に同じ</p>	<p>事務処理の内容</p> <p>左記に同じ</p>	<p>事務処理の内容</p> <p>左記に同じ</p>

各 市 町 の 現 況				
関連項目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町
公平委員会 (委任事務)	<p>事務処理の内容</p> <p>地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる公平委員会の事務を秋田県に委託する。</p> <p>職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること。</p> <p>職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。</p>	<p>事務処理の内容</p> <p>左記に同じ</p>	<p>事務処理の内容</p> <p>左記に同じ</p>	<p>事務処理の内容</p> <p>左記に同じ</p>

具 体 的 な 調 整 方 法	
公平委員会 (委任事務)	合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。



## 【用語説明】

### 一部事務組合

一部事務組合は、複数の地方公共団体（市町村、都道府県、特別区）がその事務の一部を共同で処理するために、協議により規約を定め、都道府県知事（都道府県の加入するものにあつては総務大臣）の許可を受け、設置しているもので、東京都の区（特別区）と同様の特別地方公共団体の一種とされており、地方公共団体の事務の効率的・能率的な処理や広域的処理のため、数多く活用されている制度です。

本協議会の構成市町村で構成あるいは加入している一部事務組合は、本荘由利広域市町村圏組合（1市10町で構成）、本荘地区消防事務組合（1市4町～本荘市、岩城町、大内町、東由利町及び西目町）、矢島地区消防組合（3町～矢島町、由利町及び鳥海町）また、県内全市町村が構成団体となっている秋田県市町村会館管理組合、秋田県市町村総合事務組合などがあります。

（H15.5.15配布資料）